



記者発表資料

令和7年10月15日
消防局総務部人事課
電話 202-1642

消防職員の懲戒処分について

消防職員の処分を行いましたので、お知らせします。

このたびの消防職員の不祥事につきましては、市民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、心よりお詫び申し上げるとともに、再発防止に向けて職員の綱紀の保持および服務規律の確保を徹底してまいります。

1 被処分者および処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
緑消防署	消防士長	28歳	男	停職 6月

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
緑消防署	署長	54歳	男	消防長口頭注意
緑消防署	消防第二課長	57歳	男	所属長口頭注意
緑消防署	出張所長	45歳	男	所属長口頭注意

※上記の管理監督者への処分は、懲戒処分には該当しない処分外処分となります。

2 処分年月日

令和7年10月15日（水）

3 事案概要

当事者は、令和7年6月12日（木）、八千代市の商業施設内において、女子高校生のスカート内をスマートフォンで撮影したもの。

7月28日（月）、八千代警察署に逮捕された後、10月6日（月）に千葉地方検察庁が不起訴処分とした。

4 再発防止の取り組み

- 不祥事防止対策検討委員会において取り組むこととしている対策方針に従い、各種取り組みを確実に実行していく。
- 10月15日付けて「綱紀の保持について（通達）」を発出し、消防職員の服務・倫理に関する教育について徹底を図っていく。